

## 障がい者グループホームの設置促進にかかるこれまでの取組みについて

## 1. これまでの福岡市独自の取組み

## ○市有財産の活用

- ・市営住宅の活用（平成 23 年度～）※平成 23 年度～25 年度まではモデル実施  
市営住宅の空き住戸を目的外利用しており、平成 29 年 4 月 1 日時点で、15 戸 36 人分を設置している。

## ○補助金

- ・障がい者グループホーム設置費補助金（平成 15 年度～）  
新たに共同生活住居を設置する際に必要となる、敷金・礼金，家賃，備品購入，設備改修・消防用設備にかかる費用の一部を補助するもの。なお，設置時に最も負担となる改修費・消防用設備については，補助上限額を上げて対応している。

	～H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年4月～6月	H28年7月～	H29年度
備品購入費	400	400	400	400	400	400	400
敷金・礼金等	600	800	800	800	500	300	300
家賃	100	100	100	100	100	100	100
改修費・消防用設備	なし	300	300	300	600	1,000	1,000
補助合計上限額	1,000	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

- ・強度行動障がい者等支援グループホーム補助金（平成 28 年度～）  
強度行動障がい者または重度障がい者を受け入れたグループホームで生活支援員を加配した場合に要する経費の一部を補助するもの。

## ○その他（平成 28 年度～）

- ・「福岡市障がい者グループホーム開設応援サイト」の設置  
同サイトを市HP上に新たに設置し，開設に役立つ GH 開設希望法人向け情報を提供。
- ・「不動産協力店」登録制度の実施及び開設希望法人とのマッチングの支援  
福岡県宅地建物取引業協会等に協力を依頼し，不動産物件の紹介や物件オーナーへの説明等に協力可能な宅地建物取引業者を「不動産協力店」として登録し，また，開設希望法人が求める物件情報等とのマッチングを支援。
- ・障がい者グループホーム向けの建築基準法上の新たな取扱いの実施  
市内にある既存の共同住宅をグループホームとして利用する場合，一定の要件を満たせば，これまで必要となっていた建築基準法上の用途変更を行わずに開設できる新たな取扱いを実施。

## 2. 設置促進に向けた課題

昨年12月の障がい保健福祉専門分科会で、グループホームに関するご意見をいただいた後、グループホームを運営している事業者に聞き取り等を行ったところ、グループホームの設置が進まない要因として、以下のような意見が多く上がった。

なお、今年度はさらに具体的な内容について、聞き取り等を行っていく予定。

- ・ 人材・人員確保が困難
- ・ 事業者報酬が不十分
- ・ 消防設備の設置にかかる経費が負担